

生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの配置について

1 生活支援体制整備事業の目的

高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくため、生活圏域ごとに「第二層生活支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」）」を配置するとともに、協議体（検討会）を設置し、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制等を構築することで、地域の支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

2 コーディネーターの業務内容

『地域支え合い推進員』とも呼ばれている生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を進めていくことを目的に、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制やネットワークの構築等に向けたコーディネートを行う。

3 コーディネーター配置の背景

(1) コーディネーターの配置

平成27年4月の介護保険法改正に伴い設置が義務付けられたコーディネーターについて、各住民自治協議会に配置していた地域福祉ワーカーに兼務することで、地域福祉と生活支援体制整備を推進する体制を構築。平成28年度より、現在の形態で配置を行っている。

(2) 2040年を見据えた地域づくり（生活支援体制整備）の動向

厚生労働省において、多様な生活支援ニーズへの対応や高齢者が多様なサービスの担い手となることによる生きがいづくり・介護予防に係る取組みを推進するため「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を設置し、令和5年12月7日に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」がとりまとめられた。中間整理では、地域づくりの基盤となる介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るために、生活支援体制整備事業の活用を想定した枠組みの構築が提言されるなど、令和9年の介護保険報酬改定に向けて、生活支援体制整備事業を中心に据えた地域づくりを重視する方向で検討が進められている。なお、令和7年7月17日に「地域支援事業実施要綱」が改定となり、コーディネーターを中心とした相談支援連携体制の構築が明記された。

(3) 住民自治リフレッシュプロジェクトを踏まえた方向性

令和6年度に住民と行政の適切な役割分担の明確化や住民自治活動の量と質の見直し等を図るための「住民自治リフレッシュプロジェクト」において、地域福祉ワーカーに兼務しているコーディネーターを地域包括支援センターに配置し、市が主体となって地域の支え合いの体制づくりを推進することを確認。

4 コーディネーターの資格要件

国においては、統一的な資格要件は設けてはいないが、地域の暮らしやすさや介護予防の取り組みに感心がある者や地域の多様な活動の状況をよく知る者が望ましい。

5 コーディネーター配置の予定日

令和9年4月1日～

6 地域包括支援センター法人訪問の状況 （16法人訪問）

（1）生活支援コーディネーターの雇用について

- A 法人に一任してほしい 13 法人
- B 市で一括雇用して派遣してほしい 3 法人

（2）生活支援コーディネーターの資格要件について

- ・資格要件をなくし、法人の判断での雇用としてほしい。
- ・生活支援コーディネーター業務以外の業務については、法人の判断としてほしい。

（3）委託料

- ・資格要件の有無で委託料の差をつけてほしい。
- ・非常勤で雇用した場合の委託料の設定をしてほしい。
- ・複数地区を担当する包括について、人員配置増が難しいならば、加算を検討してほしい。

（4）採用方針

- ・新卒者につとまる業務ではないため、法人内の内部異動または経験者を採用し配置することを考えている。

（5）雇用に関する働き掛けについて

- ・生活支援コーディネーターに限定せずに、求人に関する説明ができるということであれば、大学生を対象とした合同説明会に参加したい。
- ・ハローワーク、県社会福祉協議会、県社会福祉士会に働き掛けを行ってほしい。

（6）生活支援コーディネーターの詳細に係る周知期限

- ・職場の人事配置計画等を含めて、最短の周知期限の法人は、令和7年12月末であったもの。

（7）市への要望等

- ・市の理想は理解できるが、人材不足が根底にあり、法人内で余剰人員はいない。雇用の努力は行うが、令和9年4月1日からの雇用はできない可能性もある。
- ・市職員 OB（福祉分野の経験者に限らず）で、本件に関心がある人材を紹介してほしい。
- ・雇用ができた場合も、令和9年4月からすぐに結果を出せるような仕事はできないと考える。
第一層生活支援コーディネーターを増員するとのことなので、支援をお願いしたい。
- ・法人として、包括支援センター職員が業務過多であることを理解している。これ以上、包括職員の業務を増やし、職員が業務過多を理由に退職する事態を避けたい。包括業務が増え続けるようであれば包括の委託を受託するか否かを検討せざるを得ない。
- ・住民自治協議会と協議等を行っているとのことだが、今後、生活支援コーディネーターが住民自治協議会の事務局を頻繁に訪問した際に受け入れてもらえるよう市から働き掛けてほしい。

別記 6 「生活支援体制整備事業」(法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号)

1 事業の目的

高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくため、生活圏域ごとに第 2 層生活支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を配置するとともに、協議体（検討会）を設置し、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制等を構築することで、地域の支え合いの体制づくりを推進する。

2 業務の内容

受託者は、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を進めるため、地域包括支援センター内にコーディネーターを配置し、コーディネーターは包括的支援業務を担う専門職と連携のもと、次の業務を行う。

(1) 課題抽出と地域分析

- ア 総合相談業務や権利擁護業務、ケアマネジメント業務等の個別対応を通じて、共通する地域課題や社会資源を把握する。
- イ アのほか、地域ケア会議やケアマネジャー、介護保険事業所等との連携などを通じて、地域課題や社会資源を把握する。
- ウ 住民自治協議会（地域福祉ワーカーを含む。）や支所、地域にある組織や団体、企業等との話し合いや協議の場等を通じて、地域課題や社会資源を把握する。
- エ アからウで把握した地域課題から地域分析を行うとともに、人口動態や介護保険サービスなど様々な地域データを活用し、地域の将来像を見据えた地域課題についても把握及び分析をする。

(2) 地域特性に応じた地域資源の創出に向けた検討・協議

地域の暮らしを支援する体制づくりに向けて、(1)の課題抽出や地域分析から得られた地域課題について、地域の暮らしぶりや特性を活かし、住民自治協議会（地域福祉ワーカーを含む。）や支所、地域の介護保険事業所、多様な組織や団体、企業等と検討及び協議をする。

(3) 地域の暮らしを支援する体制づくり

- ア 介護予防（フレイル予防）や住民同士の関係づくりを目的とした、多様な主体による通いの場や交流の場の担い手を含めた育成及び支援
- イ 暮らしに関する社会資源の維持・継続・導入のための調整及び支援
- ウ 住民同士や地域の多様な主体による生活支援の仕組みづくりの推進

(4) 市に配置される第 1 層生活支援コーディネーターとの連携及び研修会への参加

- ア 生活支援体制整備事業を推進するため、市が招集する会議に出席する。
- イ 長野市等が主催するコーディネーターを対象とした研修会に出席する。

3 業務実績に関する報告書の作成及び提出

コーディネーターは、実施した業務内容を生活圏域又は協議体単位で記録（形式自由）しておき、業務実績に関する報告書（様式第〇号）を半期ごとに作成し、委託者に提出する。

なお、地域ケア会議として位置付ける場合には、別記 8 「地域ケア会議」に基づき実施し、地域ケア会議として報告をする。

4 コーディネーターの資格要件

コーディネーターの選任に当たっては、統一的な資格要件は設けないが、地域の暮らしやすさや介護予防の取り組みに関心がある者、地域の多様な活動の状況をよく知る者であることが望ましく、長野市等が実施する研修を積極的に受講する等、資質の向上に努める者であること。